

令和度 7 年度/2025 年度

園のしおり

(重要事項説明書)

【令和 7 年 4 月改訂版】



社会福祉法人おもいやり福祉会

ちはら台東保育園

【住所】 市原市瀬又 507

【電話番号】 0436 (50) 2181

ごあいさつ

保護者の皆様へ

保育園にご入園いただく桜の花咲く頃になりました。

当保育園は、児童福祉法に基づき皆さまのお子様の為につくられました認可保育園です。子どもたちの安全を第一に、信頼される園運営を行ってまいります。ご協力のほど宜しくお願ひ申し上げます。

「ちはら台南保育園」「誉田おもいやり保育園」「市原令和おもいやり保育園」「能満幼稚園」「ちはら台幼稚園」「ちはら台中央保育園」は姉妹園です。四十年以上の幼児教育を礎に、市原市で社会福祉法人「ちはら台東保育園」を平成23年に開園致しました。

日本の「三つ子の魂百まで」という格言やアメリカのペリー就学前計画の研究成果、2000年にノーベル経済学賞を受賞したシカゴ大学の労働経済学者、ジェームズ・J・ヘックマン（James Joseph Heckman）教授による、学術雑誌“Science”（2006年）での研究発表にもある通り、乳幼児期に受けた教育、愛情によって形成された性格・性質は、幼児の環境に左右され、大人になっても影響が及ぶと研究成果で発表されております。

大切な脳の神経形成の基礎となる保育園生活となっておりますので、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、お世話になる人に「ありがとう」と言える子ども、未来を生きる力を養う基礎の「考える力」を養うことを、保育実践の中に取り入れてまいります。

子どもの目線で、子どもたちがはしゃぎ笑顔をみせて喜んでくれる、楽しい21世紀型の保育園をきっと気に入ってくれると存じます。

どうぞ子育てのことは、お気軽に園へご相談頂き、『共に生きる社会』として保護者の皆様と一緒にお子様の成長を念じ上げ、「お世話になってよかったです」と言って頂ける、

「ちはら台東保育園」の運営を心掛け、職員一同実践してまいります。

宜しくお願ひ申し上げます。

社会福祉法人おもいやり福祉会
ちはら台東保育園 職員一同

保育理念

1. 身近な大人から愛され、信頼されていることを十分に実感することで自信や自己肯定感を育みます。
2. 自分を豊かに表現し、一人一人の個性を認め合うことで自他ともに支え合う心や、おもいやりを育みます。
3. 子どもや保護者の声に耳を傾け寄り添い、共感し第二の我が家・居場所となるよう努めます。
4. 保護者とともに子どもの成長を喜び、共感し合い、保護者が安心して保育園へ預けることができるよう環境を整えます。
5. 社会の動向に応じ、家庭・保育園・地域が連携し、成長し合える保育園づくりを目指します。

保育目標

1. 心身ともに健康で生き生きとした子ども
2. 良いことや悪いことがあることに気付き、約束を守ろうとする子ども
3. 友達と一緒に物事をやり遂げようとする子ども
4. 感動を共有でき、創造性豊かな子ども
5. 自分の考えを主張できる子ども

保育方針

1. 感謝する気持ち、他人を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむ。
2. 自ら考え、主体的に判断できる力を養う。
3. 幼児にふさわしい環境の中で個性を尊重する。
4. お世話になった人に「ありがとう」と言える子ども。

園訓

- ほめて育てる子育て
- みんな笑顔で仲良く楽しい保育園
- そだて！お友達にやさしい、思いやりのある心豊かな子ども
- お世話になった人に「ありがとう」と言える子ども
- しつけ、お行儀のよい子 人の悪口を言わぬ先生と子ども
- お世話になって良かったと喜ばれる みんなの保育園
- 子どもに怪我をさせない 心身ともにすくすく育つ子ども

児童憲章

制定日：昭和 26 年 5 月 5 日

制定者：児童憲章制定会議（内閣総理大臣により招集。国民各層・各界の代表で構成。）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

《事業説明》

児童福祉法 39 条に基づき「保育を必要とする乳児・幼児の保育を行い、その健全な心身の発達の保証」を目的とする。乳幼児の生涯における一番大切な時期に「三つ子の魂百まで」という考えに基づき心身共に健やかな成長を願い、一人一人を大切にこどもの最善の利益や個性に配慮した個別・最適な保育を行えるよう心掛ける。

また、その目的を達成するために、職員の専門性や質を高め、家庭との連携の下、保護者に対する支援を行い、社会の多様化するニーズに応えながら地域の子育てに対する支援を行う。

《提供する特定教育・保育の内容》

当園は、子ども・子育て支援法、その他運営に関する関係法令等を遵守し、「保育所保育指針」に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

【私たち保育者は】

1. 一人ひとりを大切にする保育。発育段階により弾力的な対応を行います。
2. 楽しい教材を用意し、遊びを通じて指導していきます。
子どもの関心や好奇心、子どもなりの自由な創造力、直感力を大切に、好奇心を持続させる手助けをします。そのための準備や保育の工夫を行います。

【園目標】

1. 社会貢献を行うこと
2. 互いの仕事を称えあい協力すること
3. 保育の質の向上（サービスの質の向上）を常に追求し、専門職としての知識・技術を発揮すること
4. 変化を恐れずに挑戦し続けること（変化を受け入れる）
5. 感謝の気持ちを忘れないこと

【3歳未満児の保育について】

0歳「りす」1歳「ひつじ」2歳「こあら」の各クラスは、年齢ごとの区分で3クラスです。これら3クラスは、一人の保育士が食事や排泄、睡眠などの育児の部分を少人数のグループを担当する「ゆるやかな担当制」です。

「ゆるやかな担当制」では、基本的な生活習慣を身につけるという乳児期の課題を達成することを目的にし、より清潔で安定した家庭的な環境の中で、きめ細やかな保育を目指します。

【3歳以上児の保育について】

真に壁のないインクルーシブ保育を目指し、3、4、5歳児の子どもたちは異年齢児とも関わり、互いに学び、共に成長することを目的として「縦割り保育」を行います。学年というくくりを超えて助け合うことで社会性、協調性、思いやりの気持ち等生きる力や自己肯定感を育みます。

【主な保育内容】

- ・ 基本的生活習慣（心の中にきまりをもち、生活行動の基）
挨拶・返事・食事・衣服の着脱など、自立心の芽を育てる。
- ・ 自由遊び、行事等、豊かな経験（旺盛な好奇心、想像力、集中力、社会性）
興味関心・疑問など、自ら学び感性を育てる。
- ・ 鍵盤ハーモニカ、楽器を使った音楽表現
- ・ 自由に絵を描く、四季の制作（想像力・集中力・情操）
- ・ 教材、絵本を使っての数遊びや文字あそび
- ・ 言葉や絵本、お話し、紙芝居（想像の世界）
- ・ 体操講師による体操教室 週1回（体力づくり）
- ・ ダンス講師によるダンス教室 月2回（表現を楽しむ）
- ・ 外国人講師による英語教室 月2回（異文化に触れ、多様性を学ぶ。言語への興味関心を高める。）
※体操・ダンス・英語教室・鍵盤ハーモニカ(メロディオン)教室は、年齢・体力・集中力等を考慮し、1回あたり20分から50分程の時間で無理なく、楽しく行います。

＜特別支援教育・障がい児保育の取り組みについて＞

共生社会の中で、障がいの有無によらず誰もが同じ場で共に学ぶこと、多様な子どもがいることを基本的な考え方として、インクルーシブ保育を行っていきます。

＜運営主体（事業者の概要）＞

事業者の名称	社会福祉法人おもいやり福祉会
事業者の所在地	千葉県市原市瀬又 507
事業者の連絡先	0436-50-2181
代表者氏名	理事長 宇野 弘願

＜施設の概要＞

種別	認可保育所 (児童福祉施設)
名称	ちはら台東保育園
所在地	千葉県市原市瀬又 507
連絡先	TEL 0436-50-2181 FAX 0436-50-2370
施設長氏名	園長 黒木 健司
開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日

敷地	敷地全体	4.019.00 m ²
	園庭	1.085.74 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建て
	延べ	1.880.07 m ²

駐車場1	22台
駐車場2	29台
屋根付き駐輪場	5台

設備	部屋数	備考
乳児室(ほふく室を含む)	1 室	<ul style="list-style-type: none">・0歳児クラス りす組 <p>設備：冷暖房、床暖房、沐浴設備、室内に子ども用便器1つあり ※パーテーションで仕切り2部屋に分けることが可能</p>
保育室	1 室	<ul style="list-style-type: none">・1歳児クラス ひつじ組 <p>設備：冷暖房、床暖房、シャワー設備 ※パーテーションで仕切り2部屋に分けることが可能</p>
保育室	4 室	<ul style="list-style-type: none">・2歳児クラス こあら組・3歳児クラス ぱんだ組・4歳児クラス きりん組・5歳児クラス ぞう組

		※パーテーションで仕切り 2 部屋に分けることが可能
子ども用トイレエリア	2	各階に 1 か所ずつ、大便器・小便器複数あり
大人用トイレ	5 室	うち 2 つは、2 階子ども用トイレエリアに大人用の個室あり
多目的トイレ	1 室	1 階に大人用バリアフリートイレあり 多目的トイレ内におむつ交換台あり
遊戯室（ホール）	1 室	舞台あり
調理工エリア	1	調理室（厨房）、搬入口、検品室、下処理室、食品庫、休憩室、調理エリア用大人用トイレ 1 つあり、冷蔵庫、冷凍庫
倉庫	3 室	備蓄品、清掃用具等
事務室(医務室を含む)	1 室	
給湯室	1 室	洗濯機 2 台、乾燥機 1 台、給湯設備
一時預かり事業	1 室	ペんぎん 室内に子ども用便器 1 つあり
地域子育て支援拠点事業	1 室	カンガルー

《利用定員》

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号・3号	12 人	24 人	24 人	30 人	30 人	30 人	150 人

《職員体制（令和 7 年 1 月 16 日 現在）》

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	-	
主任	1 人	1 人		
保育士	31 人	21 人	10 人	
子育て支援員	6 人	3 人	3 人	
事務員	2 人	2 人	-	
栄養士	2 人	2 人	-	
調理員	4 人	-	4 人	
看護師	1 人		1 人	
用務員	2 人	-	2 人	
嘱託 内科医	1 人	-	1 人	
嘱託 歯科医	1 人	-	1 人	
業務執行理事	1 人	1 人	-	社会福祉法人おもいやり福祉会 本部

《利用の開始・終了に関する事項》

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき <p>※ 保育料の利用者負担額（保育園への支払い分）が滞納した場合はご相談させていただきます。</p>

《保育実施の期間・時間について》

保育園の入園期間は小学校就学始期に達するまでの、保護者の就労や家庭状況等に応じて必要と認められた期間です。保護者が入所要件から外れるなどの場合、継続入園はできません。また年1回その他必要に応じて、家庭の状況等について事実の確認を行います。

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分～午後 18 時 00 分（11 時間）
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 16 時 30 分（8 時間）
延長保育	保育標準時間	夕：18 時～20 時
	保育短時間	朝：7 時 00 分～8 時 30 分 夕：16 時 30 分～20 時 00 分
開所時間	月～土曜日 午前 7 時 00 分～午後 20 時 00 分	
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	

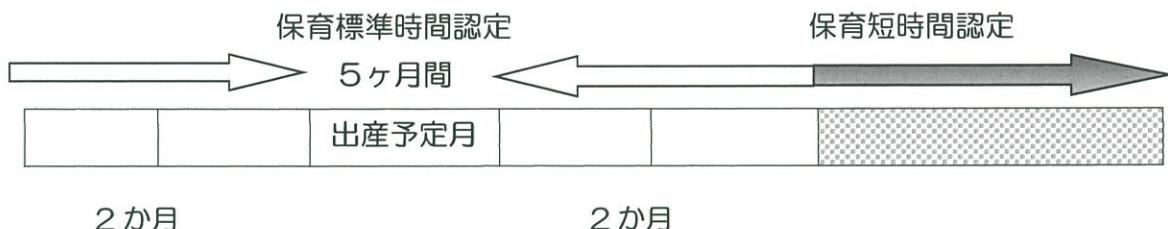
※土曜日の通常保育は、基本的に就労されている方等のご利用となります。就労以外でご利用の方はご相談ください。

※9時までの登園にご協力ください。

休む場合や遅れる場合は、当日の給食やおやつの準備の都合上9時までに連絡をお願いします。

（クラス全体の活動を9時より開始いたします。）

【出産前後の保育時間について】



《保育認定変更について》

保育認定の変更が生じる際は、変更となる前月までに申請が必要となりますので、お早めに保育認定申請書をご提出下さい。

《延長保育について》

※延長保育を利用する方は申込書の提出が必要です。

勤務時間等の都合により、標準の保育時間内で送迎ができない場合は、延長保育を利用できます。この場合は事前に『延長保育等利用申込書』を保育園に提出していただく必要があります。(用紙は保育園にあります。)

延長保育は真に止むを得ないと認められ、許可を受けたお子様だけを対象とします。延長保育の申し込みは、年度ごとに行う必要があります。なお、勤務時間や入園理由に変更が生じて、延長保育の必要がなくなった場合は利用できません。変更が生じた場合は速やかに園までお知らせください。

また、行政の指導により 20:00 を超えてのお預かりはできません。必ず 20:00 までにお迎えをお願いいたします。20:00 を超えた際は職員の人工費と光熱費を計算し、請求させて頂きますのでご了承ください。

《延長保育の時間》

【保育標準時間認定の方】

〔月曜日～土曜日〕

7:00	8:30	17:00	18:00	20:00
保育標準時間			延長保育	

【保育短時間認定の方】

〔月曜日～土曜日〕

7:00	8:30	12:30	16:30	20:00
延長保育	保育短時間		延長保育	

○平日の延長保育⇒申請が必要です。

○土曜の通常保育・延長保育⇒申請が必要です。

※色が塗ってある部分（延長保育）は、料金がかかります。

※保育料の詳細については P. 11 【表 1】をご覧ください。

《土曜保育について》

- ・土曜日の保育はご家庭の保護者全員（主に父、母）が就労の場合にご利用いただけます。
- ・土曜日の勤務が不定期の方で土曜保育を利用する場合は、毎月シフトの提出が必要となります。シフトの用紙が無い方は、事業主の証明の欄に社判を捺印した『土曜保育申請書』の提出が必要となります。
- ・土曜利用キャンセルの場合は、判明した時点で早急にお知らせください。
- ・就労以外のやむを得ない理由で土曜保育の利用を希望される場合は、担任に相談の上『土曜保育希望事由申請書』をご提出いただき、園長が受理した場合にのみ利用できます。

《家庭保育のお願い》

保育園は、保護者の就労のニーズに対応する一方、法律で定められた職員の労働条件を守り、所定の休暇を与えなければなりません。

〔夏季・年末・年度末〕の期間で、保護者や同居されている方がお休みの場合には、出来る限り家庭保育のご協力をお願いいたします。

《保育料について》

(1) 保育に係る利用者負担額（以下「保育料」という）は支給認定を受けた市区町村に対し、市原市が定める保育料をお支払い頂きます。

※0、1、2歳児は保育料に給食費が含まれます。

※3歳以上児と0、1、2歳児の非課税世帯のお子様は保育料無償化の対象となります。

(2) 保育料のお支払いは、安全上の観点から口座振替でお願いします。

①口座引き落としは毎月月末です。（月末が平日の場合）

※ 月末が土日…翌月曜日の引き落とし、12月分…1月4日の引き落とし

(3) 口座振替登録方法

①市原市web 申し込み

- 別紙 「web 口座振替受付サービスのご案内」をご参照ください。

<web 口座振替のできる市の指定金融機関・収納代理金融機関>

●千葉銀行 ●千葉興業銀行 ●京葉銀行 ●千葉信用金庫 ●館山信用金庫 ●ゆうちょ銀行

②市原市保育料口座振替依頼書

- 用紙は保育園にありますので、ご記入の上当園にご提出ください。
- 口座振替の手続き後約2ヵ月～3ヵ月後から振替可能となります。口座振替の出来ない期間については、納付書にて納付頂きます。

<依頼書にて口座振替のできる市の指定金融機関・収納代理金融機関>

●千葉銀行 ●千葉興業銀行 ●京葉銀行 ●千葉信用金庫 ●館山信用金庫 ●ゆうちょ銀行

●みずほ銀行 ●三菱UFJ銀行 ●三井住友銀行 ●りそな銀行 ●中央労働金庫

●市原市農業共同組合 ●君津信用組合

(4) 納付書でのお支払いの場合、銀行、コンビニエンスストア、LINE Pay、Pay Pay、Pay B、

D 払い、AU Pay にてお支払い可能です。

- 納付書でのお支払い可能機関は納付書裏面に記載がございます。（三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行ではお支払いができませんのでご注意ください。）
- LINE Pay、Pay Pay、Pay B、D 払い、AU Pay に関するご不明点は市原市保育課にお問い合わせください。

(5) 月途中に入・退園した場合の保育料について

育児休業明け、転出等のやむを得ない場合に限り、市で定めた算定式により月額保育料を日割り計算します。

(6) 保育料を滞納すると・・・

保育園は、皆様から収めていただく保育料で運営されているため、納めていただく保育料が遅れたり滞納になりますと、保育園の運営に支障をきたしてしまいます。

また市税と同様に滞納処分の対象となります。必ず納期内に納入してください。

※指定期日までに納入されない場合は、納付されている方との公平性を守るため、地方税法の滞納処分の例により、やむを得ず、行政のほうで事前の予告なく財産の差押え等を行う場合があります。

«保育料以外の費用について»

保育料のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用については、実費相当額をご負担いただきます。保育の提供に要するP.10【表1】の費用を、必要に応じて保護者様の実費にてお支払いいただきます。また、当園から保育教材やサービスの利用を推奨することがあり、利用する場合には教材費やサービス利用料を別途ご負担いただきます。物価変動の影響などにより費用額を変更する場合があります事をご了承ください。

【表1】

対象者	項目名	金額
全園児	教材衛生費（制作物、コピー、衛生用品、日用品等）	毎月/500円
全園児	京葉銀行 引き落とし手数料	毎月/55円
全園児	賠償責任保険料（日本スポーツ振興センター災害共済）	毎年/240円
3, 4, 5歳児	給食費 ※物価高騰の為、令和7年4月より値上げとなります。 (主食70円、副食250円、おやつ60円=合計380円/日) ※毎月のお支払額は、 <u>給食の年間提供計画日数</u> × <u>一日分の給食費</u> ÷ <u>12ヶ月</u> で計算した額を4月に別紙でご説明いたします。	毎月/ *
3歳児	月間絵本代	毎月 /460円
	テキスト代	年1冊/480円
4歳児	月間絵本代	毎月 /480円
	テキスト代	年1冊/480円
5歳児	月間絵本代	毎月 /480円
	テキスト代	年1冊/440円
延長保育を利用した場合	標準時間認定 (18:00~20:00)	1時間/200円
	短時間認定 (7:00~8:30、16:30~20:00)	30分/100円
忘れ物・不足品発生時の購入費 ★	おしり拭き	1個/150円
	紙おむつ	1枚/50円
	布パンツ	1枚/300円
	ループタオル	1枚/250円
5歳児卒園前	遠足経費、コサージュ代、アルバム代 等	必要時にご案内

※上記費用は毎月計算し、請求書にて引き落とし金額を事前にお知らせいたします。

※お支払いは京葉銀行口座から社会福祉法人おもいやり福祉会が自動引き落としにて徴収させて頂きます。

※京葉銀行にお口座をお持ちでない場合は開設をお願いいたします。通常の支店での口座開設に加え、スマートフォン等でインターネット支店の口座の開設も可能です。

★ 忘れ物・不足品発生時の購入費について

当園では衛生面に配慮し、前ページ「★」項目のお忘れ物・不足品につきましては、貸し出しを行つております。お子様が日中困らないよう、園で用意したもの(新品)をご購入いただくこととなります。事前の購入確認は保護者様にいたしませんので、お迎え時等に購入品があった場合はお伝えし、毎月の引き落とし時にまとめてご請求させていただきます。

※園で用意した以下のものをお子さまにお渡しする前に、ご持参くださっているお持物を十分に確認いたします。ご不明な点は担任までお問合せください。



紙おむつ
1枚 50円



おしり拭き
1個 150円



布パンツ
1枚 300円



ループタオル
1枚 250円

不足のないようご用意を
お願いいたします。



《当園での教材購入について》

品名	値段	0歳	1歳	2歳	3~5歳
送迎カードケース	180円	●	●	●	●
カラー帽子	600円	○	○	○	○
日よけ付カラー帽子	1,170円	○	○	○	○
おたよりバインダー	550円	●	●	●	●
個人シール	50円	●	●	●	●
ゴム印(氏名印)	420円	●	●	●	●
乳児用連絡帳	220円	●			
連絡帳(1・2歳)	170円		●	●	
シール帳	430円				●
シール帳シール	290円				●
クレヨン(ぺんてる)	550円				※
ハサミ (右手用・左手用)	360円				※
のり	260円				※
お絵かき帳	250円				※
Ponky(12色)	980円				※
おもいでバインダー	520円	△	△	△	△
防災クッション	4,500円				※
メロディオン (32鍵・ホース入)	5,500円				※(4・5歳)
メロディオンホース	500円				※(4・5歳)
お道具箱 (イエロー)	600円				●

ねんど	390 円				●
ねんどケース (へら付)	460 円				●
ねんど板	580 円				●
お昼寝用シーツ	3,890 円				※
体操服・半袖（上）	2,150 円				●
体操服・半ズボン	1,750 円				●
体操服・長袖（上）	3,300 円				△
体操服・長ズボン	3,300 円				△
誕生日カード(0・1・ 2歳児)	260 円	●	●	●	
誕生日カード(3・4・ 5歳児)	260 円				●
なわとび	590 円				※

(注)●印は、全員購入の品物です。 (注)○印は、どちらかを購入していただく品物です。

(注)△印は、希望購入です。

(注)※印は、園でも購入できますが、類似のものを各自用意していただいて構いません。

(注)道具箱・粘土板等は、ご卒園されたごきょうだいの用品を利用していただいてかまいません。

(注)おもいでバインダーは1年間の制作作品をきれいに保存できるバインダーです。園での使用は令和7年4月からなくなりますが、ご家庭での保管用として、ご購入は可能です。

〔体操服・メロディオンの購入について〕 3、4、5歳児の体操教室では活動しやすいように体操服の着用をお願いしております。また鍵盤ハーモニカ（メロディオン）指導は4・5歳児クラスにて行います。

『保護者の保育園への保育料及び実費徴収の延滞について』

保育園の口座振替指定日に引き落としが出来ない場合は、市原市債権管理条例の保育園保育料の延滞金利率を基準にして、保育園への納付金についても保護者へ延滞金利率を含め請求いたします。その場合、口座振替指定日の翌日を延滞利息計算の起算日として、遅延損害金として納付期限後1ヶ月以内については、年利 7.3%、1ヶ月超 14.6%による遅延損害金を請求することができ、保護者はこれを支払うことに同意した方に限り、入園をしていただきます。1ヶ月以上延滞があり精算されない場合については、お支払いが出来ないという判断で『市原市公立保育所』への転園勧奨をさせて頂きます。

《給食について》

(1) 方針

給食は全ての活動の源となる大切な物と認識し安全でおいしい給食を目指しています。天然素材のだしを使い化学調味料を使わず、できる限り国産の食材を使用し献立を作成しています。

(2) 食事の提供時間と内容

0歳児 (りす組) ※調乳はお子様のペースに合わせて随時行います	午前のおやつ	9:10頃~
	離乳食、昼食	初期食 10:10頃~ 中期食 10:15頃~ 後期食 10:30頃~ 完了食 10:40頃~
	午後のおやつ	14:45頃~
1歳児 (ひつじ組)	午前のおやつ	9:00頃~
	昼食	10:45頃~
	午後のおやつ	14:50頃~
2歳児 (こあら組)	午前のおやつ	9:00頃~
	昼食	11:00頃~
	午後のおやつ	14:50頃~
3歳児 (ぱんだ組)	昼食	11:20頃~
	午後のおやつ	14:50頃~
4歳児 (きりん組)	昼食	11:30頃~
	午後のおやつ	15:00頃~
5歳児 (ぞう組)	昼食	11:45頃~
	午後のおやつ	15:00頃~
土曜日 全年齢	昼食(お弁当)	土曜日利用するお子様の人数や年齢は毎回異なる為、食事の時間も都度異なります。 おおむね0、1、2歳児の昼食は11時前後、3歳以上児は12時前後となります。 午後のおやつは15時頃となります。
延長保育利用者 (月~土)	補食(お菓子)	19:00頃~

※0、1、2歳児クラスは「午前のおやつ」があります。内容は牛乳(もしくは麦茶)です。(牛乳は1歳を過ぎ、完了食に進んだお子様からになります。)

午前のおやつ以外にも、水分補給が必要な際には園が麦茶や水を提供いたします。

※0歳児クラスの午後のおやつは後期食に進んだお子様からになります。

※3歳以上児は毎日水かお茶を入れた水筒を持参して頂きます。

※食事の提供時間は目安となります。その日の活動内容等により前後します。

(3) 園で提供する食事の(一日における)摂取量めやす

0、1、2歳児クラス・・・昼食、午後のおやつを合わせて1日の食事摂取量の50%

3、4、5歳児クラス・・・昼食、午後のおやつを合わせて1日の食事摂取量の45%

(4) アレルギーの対応

食物アレルギーのあるお子様で除去食の必要な場合は、医師の診断書を提出してください。診断書に基づき当園で除去可能な物は、除去食、代替え食で対応します。診断書の内容等は、保育園にお問い合わせください。

(5) 献立の配布

毎月献立表を配布いたしますので必ずご確認ください。献立の中にお子様の食べたことのない食材がありましたら、アレルギー反応の確認や食材に慣れる為にも、給食前にご家庭で食べさせていただくようお願いいたします。

(6) 土曜日

各自お弁当となります。(土曜保育をご利用の方には、別途ご案内がございます。)

※給食費は2歳児クラスまでは保育料に含まれ、3歳児クラスからは実費徴収となります



《緊急時における対応方法》

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	市津消防署
所在地	市原市潤井戸35番地 1
電話番号	0436-75-0602

【管轄する警察署】

警察署名	市原警察署
所在地	市原市八幡海岸 1965 番地 17
電話番号	0436-41-0110

《災害について》

(1) 保育園では災害（火災や地震等）からお子様を守り、被害を軽減する為に、年間計画に基づき毎月必ず避難訓練を行っております。

災害の発生するおそれのあるとき（大規模災害や大規模地震発生の予知情報警戒宣言発令時、大型台風接近）等、保育園でお子様の安全を確保することが困難と予測された場合は、市の基準に従いご家庭での保育をお願いすることがあります。

(2) 保育中に火災、大地震などが発生した場合にはコドモン等による連絡を想定しております。その際には迅速なお迎えをお願いいたします。またご連絡先やご家庭の事情に変更が生じた際には、スムーズな緊急・災害対応の為にも、すみやかにお知らせいただきますよう、お願い致します。

防火管理者	早川 英里
消防計画届出年月日	令和6年5月23日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施しております。
防災設備	消火器具・自動火災報知設備・消防機関へ通報する設備・非常警報器具及び設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・防排煙制御設備を備えています。
避難場所	第一避難場所/ ちはら台東保育園園庭（もしくは駐車場） 第二避難場所/ 市原市立桜小学校 TEL: 0436-52-6401 住所: 千葉県市原市ちはら台東5丁目13 固定電話が通じない場合、非常連絡用として保育園の携帯電話を使用できます。 園携帯電話番号: 070-3619-0814
緊急時の連絡手段	・一斉送信メール ・固定電話 ・保育園携帯電話（固定電話が通じない場合はに使用します）

市原市内 認可保育施設 保護者の皆様へ

風水害等に伴う市原市内認可保育施設の臨時休園の基準・対応について

市原市では、台風、集中豪雨等の風水害により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者の安全を守るために、下記のとおり対応いたします。

保護者の皆様には、災害発生時等の対応について、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

	警戒レベル	発令対象区域	保育施設立地場所	対応
開園時間前 ※午前6時時点で判断	警戒レベル3 (高齢者等避難)	土砂災害警戒区域及び土砂災害のおそれのある箇所	発令された地区の「土砂災害警戒区域等」に立地している保育施設	休園
			上記に該当しない保育施設	安全に配慮して開園
		洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域	発令された地区に立地している保育施設	休園
			上記に該当しない保育施設	安全に配慮して開園
	警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	市原市内のいずれかの地区に発令されたとき(土砂災害・浸水・高潮、いずれの場合も対象とする)		休園
開園時間中	警戒レベル3 (高齢者等避難)	土砂災害警戒区域及び土砂災害のおそれのある箇所	発令された地区の「土砂災害警戒区域等」に立地している保育施設	保護者にお迎えを依頼し、園児を引き渡す <small>※児童全員の降園が終了した時点で臨時休園</small>
			上記に該当しない保育施設	安全に配慮して開園
		洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域	発令された地区に立地している保育施設	保護者にお迎えを依頼し、園児を引き渡す <small>※児童全員の降園が終了した時点で臨時休園</small>
	警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	市原市内のいずれかの地区に発令されたとき(土砂災害・浸水・高潮、いずれの場合も対象とする)	上記に該当しない保育施設	安全に配慮して開園
				保護者にお迎えを依頼し、園児を引き渡す <small>・施設周辺の状況により危険と判断した場合は、事前に保護者に周知している避難所へ避難 ・児童全員の降園が終了した時点で臨時休園</small>

○警戒レベルについて

市が発令する避難情報です。防災行政無線や市原市情報配信メールで発信されます。



警戒レベルについて
(市ホームページ)



防災行政無線
内容確認サイト



情報配信メール登録サイト
・未登録の方はぜひ登録をお願いします。

○臨時休園等が決定した場合の保護者の皆様への周知方法

各園（所）から一斉メールや電話で連絡いたします。

○その他

原則として、臨時休園に係る保育料、給食費の減免は行いませんので御了承ください。

*裏面もご覧ください

お問い合わせ先
市原市役所保育課
0436-23-9829

《園の安全対策》

門戸3箇所	電気錠・ダイヤル式の鍵・防犯カメラ
保育室・園内	防犯カメラ・園内放送・施錠扉・目隠しカーテン ガラスはすべて強化ガラスを使用しております。
延長保育室 (事務室)	非常通報装置・園内放送機器・火災報知器・アルソック通報装置 ※通報装置は直通となっています。
防犯訓練	災害時の避難訓練だけでなく、不審者に対する防犯訓練も定期的に行っております。
土曜日の防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日の安全対策については、東側門（海賊船遊具側）にチェーンとダイヤル式の鍵を使用し、関係者以外の侵入ができないようにしております。出入りの際には数字3桁のダイヤルを合わせて開錠をして頂きます。 ※子どもたちの安全の為、出入りの際は施錠の徹底をお願いいたします。 尚、関係者以外に他言しないよう、お願ひいたします。
その他	<p>AED 完備・さすまた設置・受水槽設置（災害時飲用水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人一人がマスターキー、防犯ブザー、ホイッスルを携帯し非常時の体制を確保しています。 ・安全対策マニュアルを定期的に見直し、実践的な職員研修にも力を入れています。 ・非常食、水、非常持ち出し袋、救急用具等を常備しております。

★大切なお子様をお預かりする保育園として、保護者の皆様の信頼に応える為にも、日頃の安全点検を徹底し、通報装置や職員間の緊急協力体制を最大限に機能させていくように努力いたします。

《相談・要望・苦情窓口》

相談・苦情受付担当者	早川 英里	主任保育士
相談・苦情解決責任者	黒木 健司	園長
第三者委員	加藤 一雄	園内に電話番号記載のポスターを掲示しております。連絡先電話番号は園内にてご確認ください。
顧問弁護士	今村 公治	よつば総合法律事務所 千葉事務所
市原市の苦情受付窓口	市原市子ども未来部 保育課 保育相談係	TEL: 0436-23-9829 FAX: 0436-24-2365 〒290-8501 市原市国分寺台中央1丁目1番地1 第1庁舎1階
千葉県の苦情相談窓口	千葉県子育て支援課 法人指導班	TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。書面の場合は「ご意見受付書」「お問合せ用紙」を正面玄関に設置、また「ご意見箱」を正面玄関と他2か所に設置しておりますのでご記入の上、職員に手渡していただくかご意見箱に投書してください。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

守秘義務によって秘密は守られますので、ご安心してご相談ください。ご相談等ございましたらお気軽にお声がけください。

ご意見・要望・苦情等への対応方法

- 要望・苦情等を受けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- 要望・苦情等の内容を受けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告します。又第三者委員への報告や理事会での報告も行います。

ご意見箱の管理について

- 意見箱は正面玄関、1階トイレ付近、奥の階段（ひつじ組、ぞう組付近）の踊り場の3か所に設置しています。
- 意見箱は毎月1日及び15日に苦情受付担当者が意見箱を開き回収を行います。

掲示について

- 掲示場所は正面玄関の「皆様のお声 公開コーナー」とします。

※掲示期間は原則として1か月間といたします。

※意見者・苦情申出人の氏名等は公表いたしません。

※個人に対する苦情等については掲示の希望があったとしても、掲示を行いません。また個人に対する感謝、賞賛についても本人には伝えますが、掲示は行いません。

※意見者・苦情申出人等が掲示を了承した場合にのみ張り出すことといたします。

※アンケート結果につきましては、「皆様のお声 公開コーナー」にて公開いたします。保護者の方には公開を前提としたアンケートへのご回答・ご意見をお願いいたします。

《健康診断について》

- ・保育園では、医師が定期的に健康診断を行うほか、身体測定も毎月行っています。
ご家庭でもお子様の体調をよく観察し、平常体温の把握をお願いいたします。
- ・乳幼児期に定められている予防接種等は、お子様の健康状態をみて受けていただくようお願いします。
- ・1歳6か月健診、3歳児健診は必ずご受診ください。(母子健康法により法的義務があります。)

保育園で行う健診等は下記の通りです。

健診の種類	回数	実施時期
医師による健康診断	年2回	5月と11月頃
乳児健診	月2回	毎月
尿検査	年2回	6月と12月頃
歯科検診	年1回	6月頃
歯科衛生士による歯磨き指導	年1回	不定

嘱託医

医療機関の名称	安藤こどもクリニック
医院長名	安藤 靖
所在地	市原市ちはら台東5丁目2-4
電話番号	0436-50-5400

嘱託歯科医

医療機関の名称	医療法人社団 志領会 石渡歯科医院
医院長名	石渡 純也
所在地	市原市惣社1丁目3-13
電話番号	0436-22-8800

《与薬について》

①与薬は法律の定める医療行為となるため、保育士は投薬をすることが出来ません。

(塗り薬に関してはお預かり出来る場合があります。)

②内服が必要な場合は、保育園に通っていることを医師に告げ、朝・夕の2回処方または3回投与が必要なときは、朝・帰宅後・寝る前にしていただき、ご家庭で服薬をお願い致します。

やむを得ず、保育時間内の薬の服用が必要と医師が判断した場合に限り、保護者様に代わって看護師(不在時は園長または主任)が与薬を行わせていただきます。

ただし、土曜保育の与薬については、お受けできません。

(1) お薬(塗薬を含む)の与薬・使用については医師による「投薬指示書」が必要となりますので、事前にご提出をお願いいたします。

(2) 投薬指示書については担任へご確認ください。

※アレルギー薬については、ご相談の上、対応致します。

《感染症疾患について》

- 保育園では、低年齢のお子様を集団の中で保育していますので、感染性の病気が発生した際には感染拡大が心配されます。このような場合、学校保健安全法等に準じて、お子様の出席を停止することとしております。停止期間についても学校保健安全法等に準じておりますが、乳幼児は学童に比べ抵抗力が弱く、回復までの期間が基準よりも長くなることがあります。お子様の状態をよく観察していただき、元気になってからのご登園をお願いいたします。
- 病気が治って登園する際は、「登園許可証明書」を病院にて取得して頂きます。その際には本人の健康状態が保育園の生活に支障がないか、他の児童に伝染するおそれがないか等、医師とよくご相談いただき指示を受けてください。またその内容については保育園にもご連絡をお願いいたします。
- 「登園許可証明書」の取得が必要な病気の種類については、次のページの【主な感染症と登園の停止期間一覧表】をご確認ください。
- 「登園許可証明書」書式は事務室・担任にお声かけください。
- 市原市以外にお住まいの方、千葉市など他市の病院がかかりつけの方も、市原市の保育園登園基準に準じたお手続きにご協力を願いいたします。

※市原市ホームページ内、子ども未来部保育課「入所申請者または在籍児の必要書類について（様式集）」にてダウンロードしていくだけ事も可能です。



【主な感染症と登園の停止期間一覧表】

	病名	主な症状	登園のめやす
1	インフルエンザ	発熱、咳、くしゃみ、悪寒、背・四肢の疼痛	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから ※本感染症に関しては、現在登園許可書ではなく、保護者記入の登所・登園届をご提出いただいております。
2	百日咳	かぜの症状から激しい咳、痰	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
3	麻疹（はしか）	発熱、かぜの初期症状、発疹、結膜炎、コブリック班	解熱後3日を経過してから
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱、耳下の腫れ	耳下腺、顎舌腺、舌下腺の膨張が発現し5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
5	風疹（三日ばしか）	軽いかぜの症状、発熱とともに発疹	発疹が消失してから
6	水痘（みずぼうそう）	発熱、顔面、胸、背足に発疹、水疱疹	すべての発疹が黒いかさぶたになるまで
7	結核、髄膜炎菌性髄膜炎膿	発熱、けいれん、嘔吐、咳	医師によって感染のおそれがないと認められてから
8	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎、かぜの症状	主要症状が消失して2日を経過してから
9	腸管出血性大腸菌感染症	激しい腹痛、下痢（血便）、発熱、嘔吐	医師によって感染の恐れが無いと認められてから
10	流行性角結膜炎（はやり目）	まぶたの腫れ、目脂、結膜の充血とむくみ	主要症状が消失してから
11	急性出血性結膜炎	赤く腫れる、眼痛、頭痛、発熱	医師によって伝染の可能性が無いと認められてから
12	溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、頭痛、紅色発疹	抗生素内服開始後24～48時間経過してから
13	ノロ、ロタ、アデノウィルス等ウィルス性胃腸炎	急な嘔吐、下痢	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がされること
14	マイコプラズマ肺炎	激しい咳、発熱、痰、のど痛鼻症状、胸痛、頭痛	発熱や激しい咳が治まっていること
15	伝染性紅斑（リンゴ病）	両頬が、リンゴのように赤くなる。手足に赤いレース状の発疹	発疹期には感染力がない為、全身状態の良い者は登園可能
16	ヘルパンギーナ	発熱、咽頭に赤い粘膜疹、口腔粘膜に水疱・小潰瘍	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がされること
17	R S ウィルス感染症	発熱、鼻水、咳	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
18	突発性発疹	発熱、小さい紅班	解熱し機能が良く、全身状態が良いこと
19	手足口病	軽い発熱、手足の平、口腔粘膜に発疹のちに水疱疹	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がされること
20	伝染性膿痂疹(とびひ)	水疱疹、または膿痂疹	膿痂疹が消失するまで

※コロナウィルス・インフルエンザに関しては、現在登園許可書ではなく、保護者記入の登所・登園届をご提出いただいております。
※今後國の方針で変更が生じる場合がございます。その際は隨時ご案内いたします。

〈注意事項〉

- ・表は、よくある病気の一例です。このほかの感染症にも停止期間があります。
- ・その他の疾患について伝染性の疑いのある時は、必ず医師の診断を受け、指示に従ってください。
- ・感染症の発症による流行が懸念される場合は保育園閉鎖又はクラス閉鎖を実施する場合もあります。

《感染症の対応について》

感染症の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞尿、血便、血液などは感染性があるものとみなし厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応いたします。

《登園する前の体調管理》

(1) 朝食は一日のエネルギー源です。朝食をしっかり食べて登園をしましょう。

(2) 排便について

排便の状態は、健康度を判断する目安となります。便秘、不消化便、下痢便などよく観察してください。また、伝染性の下痢などもありますので、便がいつもと違うときには早めの受診をお願いいたします。

(3) 毎朝必ず検温をし、職員にお伝えください。

※体温が37度5分以上ある時は、お休みください。

(4) 予防接種は副反応が起きる可能性もありますので、静養を心がけてください。当日接種してからの登園はできません。

《体調が悪いときの保育について》

(1) 体調不良のお子様への特別な保育は行っておりませんので、平時の集団生活ができない場合にはお預かりができません。

※「登園の目安」(添付資料)に該当する症状がある場合、登園しても、その場でお帰りいただくことになってしまいます。お子様にとって最善の対処をお願いいたします。

(2) 体調が悪く受診した場合、保育園に通っていることを医師に必ずお伝えください。そして、保育園へ行ってよいかどうか(集団生活で体の負担はないか、他のお子様へ伝染する恐れがないかなど)ご確認をお願いいたします。

(3) 「休むほどではないけれど、いつもと様子が違う・・・」と感じたら、登園時の担当者にお家の様子をお知らせください。お子様を保育する際に気をつけてみていきます。またお薬を飲ませた際には保育中に副作用が出る可能性もございますのでお知らせください。

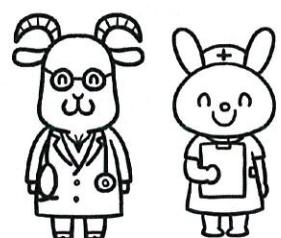
(4) 「ここ何日か体調不良が続いている・・・」「登園させたものの心配・・・」という時は、少しでも早いお迎えをお願いいたします。

《保育中に体調の変化があった場合》

- (1) 保育中の発熱、怪我等、体調に変化のあった場合はご連絡いたします。程度によってはお迎えをお願いすることもございます。
- (2) • 保育中に急いで受診しなくてはならない状態になったとき（大きな怪我やけいけんを起こしたなど）保護者の方に連絡をした上で保育園から受診いたします。かかりつけのクリニックや病院がございましたらご指示ください。連絡が取れない場合、保育園が医療機関を選び受診しますのでご了承ください。状態によっては救急車を要請する場合もございます。
• 保護者様のご都合がついた際には受診の立ち合いをお願いいたします。お子様の不安を軽減してあげられること、また医師からの説明を可能な限り直接お聞き頂きたいと考えております。
• その後の通院につきましては、保護者の方にお願いいたします。
- (3) 保育園からの連絡は緊急を要することもございます。連絡先を常に明確にしていただくようお願いいたします。お仕事を休まれるとき、出張、外出など届け出でていただいた緊急連絡先と異なる場合はその都度担任にお知らせください。
- (4) 保育園より緊急受診する場合、主に以下の医療機関を受診します。

医療機関の名称	ちはら台整形外科
所在地	市原市ちはら台南 3-10-1
電話番号	0436-52-8911

医療機関の名称	かたい歯科医院
所在地	市原市ちはら台東 9-6-1
電話番号	0436-52-2418



《保険加入について》

以下の保険に加入しています。

(1)

保険の種類	全国私立保育園連盟 東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容	ほいくのほけん・こどもえんのほけん
保険金額	1事故につき、対人最大10億円、対物最大200万円

(2)

保険の種類	災害共済給付制度 (独)日本スポーツ振興センター
保険の内容	保育園内で発生した事故、登降園中の通常経路で起きた事故、その他保育所の管理下における児童の負傷、疾病、障がい又は死亡に対して医療費、障がい見舞金、死亡見舞金の支給があります。
保険金額 (保障限度額)	【負傷・疾病】 医療費が5,000円以上である負傷に対して療養費用の40%を給付。 【障がい】 負傷・疾病が治癒した後に残った障害(1級～14級)に対して、3,770万円～41万円を給付。 【死亡】 事件及び疾病に起因する死亡に対して2,800万円～1,400万円を給付。 ※法改正により予告なく変更となることがあります。
掛け金、 保護者様 負担額	お子様1人あたりの共済掛金 年額365円 うち、 <u>保護者様負担金額240円</u> 、当園負担金額125円 (令和5年5月時点) ※新年度が始まってから、その年度の負担額通知が入る為、価格変動の可能性があります。

- ①この共済制度は1年契約のため、毎年更新となります。年度の途中で入園される場合についても、同じ金額をご負担していただきます。
- ②共済制度の適用範囲は、負傷・疾病等により初診から治癒するまでの医療費総額が5千円(500点)以上のものとなります。詳しい条件については、事務所にお尋ねください。
- ③共済制度利用時は「市原市子ども医療費助成受給券」を使用しないようお気をつけください。
受給券を使用してしまった場合は、災害共済給付申請の際にその旨を保育園に報告してください。
- ④医療機関を受診した際の領収書は、申請の際に必要になりますので、保管をお願いいたします。
- ⑤給付金が支給されるまでは、医療費は立替え払いとなります。

《送迎について》

- (1) 保護者の方は送迎時必ず、**送迎カード**を首からさげて園内にお入りください。カードがない場合、ご家族であっても初めての方が送迎をする場合は身分証をご提示いただきます。
- (2) お子様の送迎は必ず保護者がしてください。いつもの送迎者とは違うご家族の方が初めて送迎を行う場合、やむを得ないご事情により他の人に依頼する場合は、必ず事前に当園にお知らせください。(事故防止の為、小中学生の送迎はご遠慮ください。) 事前のご連絡が無い場合、お子さまの引き渡しができません。
- (3) 登園時はメイン玄関にある ipad (コドモン) にて打刻し、降園時はお子様とご一緒に園を出る際に、メイン玄関にある ipad (コドモン) にて打刻してください。
- (4) お子様の送迎時には、必ず保育室内にいる保育者に声をかけてください。
- (5) 定められた時間までにお迎えをお願いいたします。やむを得ず遅れる場合は事前に電話連絡をお願いいたします。
- (6) ちはら台東保育園は近隣の住民の方々と送迎通路の協定を結んでおりますので、別紙「保育園への送迎時の運転マナーについて」を確認し、確約書の提出をお願いいたします。

《慣れていくための保育について》

- ① 保育時間を少しずつ長くして、お子様の不安や負担を減らし、保育者やお友だちに慣れて楽しく園生活に入りきるようする期間です。慣れていくための保育は必須期間ではなく、保護者様のご希望・届け出があり、条件が合致する場合にご利用いただけます。
- ② 慣れていくための保育を実施する場合は、当園と日程等を調整し「慣れていくための保育の実施に関する申出書」を、慣れていくための保育利用開始前にご提出ください。お預かりした「申出書」は当園より市に届け出ます。
- ③ 保育料については、慣れていくための保育利用開始日から日割り計算となります。欠席した場合でも減額等はありません。
- ④ 慣れていくための保育は、お子様の利用開始初月の中で、保護者様の勤務が開始する前にご利用頂きます。

保護者様の勤務開始日が月初め（例：4/1～、5/1～…等）の場合「慣れていくための保育」の制度はご利用できません。その場合は、保護者様の就業時間を減らすなどして早めにお迎えに来ていただきます。

※上記の波線の部分について、【例 1】【例 2】にてご説明いたします。

【例 1】●就労証明書等の届出上、就労状況が4/15まで「産休・育休中」（もしくは就労していない）

就労証明書等の届出上、就労状況が4/16から「就労予定」

●お子様の当園利用開始月 4月



4/1～4/15 の間で慣れていくための保育を開始できます。慣れていくための保育の利用日数に決まりは無く、当園と調整の上ご利用いただきます。4月の保育料については、慣れていくための保育利用開始日から日割り計算となります。

【例 2】●就労証明書等の届出上、就労状況が3/31まで「産休・育休中」（もしくは就労していない）

就労証明書等の届出上、就労状況が4/1から「就労予定」

●お子様の当園利用開始月 4月



「慣れていくための保育」の制度はご利用できません。【例 2】の状況でお子様が保育園に慣れる期間をもつ場合には、保護者様の就業時間を減らすなどして早めにお迎えに来ていただきます。

【慣れていくための保育の進め方の例】（0、1、2歳児）

- ・1～2日目 9:00～食事前まで
- ・3～4日目 9:00～食事後まで
- ・5日目～ 9:00～昼寝後まで



《入園時にご家庭で用意していただく物》 ※全ての持ち物に記名をお願いします。

	用意する品物	0歳	1歳	2歳	3~5歳	
①	扈寝用寝具		季節に合った上掛け 貸出布団カバー	1 1	季節に合った上掛け 貸出コット用カバー	1 1
②	リュック	—	—	—	1	
③	ビニールバック(着替え・汚れ もの入れ)	1	1	1	1	
④	手拭タオル(ループ付き)	—	1	1	1	
⑤	おしごり(食事用手拭タオル)	6	6	3	—	
⑥	食事用エプロン	3	3	3	—	
⑦	ビニールポーチ (A4 サイズ)	1	1	1	—	
⑧	コップ	—	—	—	1	
⑨	歯ブラシセット(歯磨き粉不要) ※キャップを付けずにケースに歯ブラ シを入れ、コップ、ミニタオルと一緒に 袋に入れる	—	—	—	1	
⑩	上靴、上靴入れ	—	—	—	1	

※⑤・⑥は一日に使用する枚数です。毎日洗濯して頂きますので、足りる量をご用意ください。

《保護者が毎日ロッカーに補充する物》 ※全ての持ち物に記名をお願いします。

	0歳	1歳	2歳	3~5歳
紙おむつ	10枚	10枚	必要に応じて	必要に応じて
おしり拭き	2パック★	2パック★	必要に応じて	必要に応じて
パンツ			必要に応じて	3枚
肌着	2~3枚	2~3枚	2~3枚	2~3枚
着替え（上）（下）	3~5組	3~5組	3~5組	3~5組
よだれかけ	必要に応じて	必要に応じて		
トレーニングパンツ			必要に応じて	
靴下	1~2足	1~2足	1~2足	1~2足

★おしり拭きは ・使用中1パック ・予備をロッカーに1パック 常にご用意頂き、無くなった際には補充をお願いします。

※ロッカーを毎日ご確認いただき、上記の数より減っている物品の補充をしていただきます。

※手ぶら登園サービスご利用の方は紙おむつ・おしり拭きをご持参いただく必要はございません。

《園児が毎日持参する物》 ※全ての持ち物に記名をお願いします。

	0歳	1歳	2歳	3~5歳
リュック				●
ビニールバック	●	●	●	●
ビニールポーチ	●	●	●	
おしぶり(食事・おやつ用)	● (6枚)	● (6枚)	● (3枚)	
食事・おやつ用エプロン	● (3枚)	● (3枚)	● (3枚)	
歯ブラシセット(歯磨き粉不要) ※キャップを付けずにケースに歯ブラシを入れ、コップ、ミニタオルと一緒に袋に入れる				●
お手拭きタオル(ループつき)		● (1枚)	● (1枚)	● (1枚)
連絡帳	●	●	●	
シール帳				●
※おたよりバインダー	●	●	●	●
ハンカチ・ティッシュ				●

※おたよりバインダーはお手紙があるときに持ち帰ります。翌日持参してください。

« 1日の生活の流れ（おおむねの時間帯）»

時間	0歳	1、2歳児	3、4、5歳児
7:00	開園 室内遊び	開園 室内遊び	開園 室内遊び
9:00	個々の生活リズムで調乳ミルク、 午前のおやつとして摂取可能な お子様は牛乳	午前のおやつとして 摂取可能なお子様は牛乳	お片付け 朝の会
9:30			クラス活動 戸外・室内遊び
10:00	クラス活動 戸外・室内遊び	クラス活動 戸外・室内遊び	
10:30	調乳ミルク・離乳食・昼食		
11:00	午睡開始	昼食	
11:30			昼食
12:00		午睡開始	
13:00			午睡開始
14:30	起床 調乳ミルク、午後のおやつ	起床	起床
15:00	クラス活動	午後のおやつ	午後のおやつ
15:30			帰りの会
16:00		クラス活動	クラス活動
17:00			
18:00	延長保育	延長保育	延長保育
20:00	閉園	閉園	閉園

《行事予定》

月	主な園行事
4	
5	個人面談
6	保育参加 6月～7月頃実施予定 給食試食会 6月～7月頃実施予定 引き渡し訓練 お芋の苗植え
7	七夕 交通安全教室 夏祭り
8	
9	
10	運動会 園外 宮田公園にて交通安全教室【5歳児】 10月～11月頃実施予定 ハロウィンあそび
11	保育参加 11月～12月頃実施予定 お芋掘り
12	園庭にて焼き芋 おたのしみ会（クリスマス）
1	交通安全教室 個人面談
2	豆まき 生活発表会
3	ひな祭り おたのしみ給食 お別れ会 卒園遠足 卒園式

※0,1,2歳児の個人面談は、誕生日月に行います。（ご希望があれば誕生日以外でも行いますので担任にお声かけ下さい）

※移動動物園等の情操教育は予定が決まり次第お伝えいたします。

※毎年の天候状況を見ながら、6月・7月・8月は保育の中で水遊びを行います。

※行事予定は令和7年1月時点のものです。また実施月はめやすであり変動する可能性が

ございます。天候や社会情勢などにより変更となる場合があります。詳細は年間予定と、お手紙でご確認をお願いいたします。

※災害に備え、引き渡し訓練への積極的なご参加をお願いいたします。

※保育参加、運動会、発表会などの行事の際は、終了後お子さまと一緒に降園をお願いいたします。

《保育園からのお願い・当園利用にあたっての留意事項》

- (1) 帰宅後は必ずカバンの中をご確認ください。配布物や汚れ物等を入れさせていただくことがございます。
- (2) 保育園からのお知らせ(保育園だより、その他の各種おたより、献立表)は、すみやかにご確認をお願いいたします。提出期日のある物もございます。
- (3) 保育園の掲示板や保育室内に伝達事項を掲示することもございます。送迎時にご確認をお願いいたします。
- (4) ご家庭でのお子様の様子については、連絡帳や口頭で出来るだけ詳しくお知らせください。
- (5) 清潔で、活動しやすい物を身につけ、着替えは不足のないように補充をお願いいたします。
- (6) 外履きは、サイズのあった動きやすい運動靴をご用意ください。
- (7) お菓子、おもちゃ、キーホルダー等は事故・トラブル防止の観点から園内にお持ち込みいただかない様、お願いいいたします。
- (8) 感染症予防の観点から、手洗いの励行などご家庭でもご協力をお願いいたします。
- (9) 子どもの安全のため門扉は必ず閉めるようお願いいたします。
- (10) 布団・上靴は週に一度お持ち帰りいただき、清潔にして週明けにお持ちください。
- (11) 個人情報保護の観点から、保育園内で撮影した写真・動画等をSNSなどの第三者が閲覧できる媒体に載せる行為はご遠慮ください。
※園で行事等があった際の写真は「はいチーズ！」のサービスを通してご購入いただけます。

《子ども同士のトラブル、怪我について》

- (1) 子どものトラブルは親にとっては心配なものです、子ども達にとってはお友達を理解し関わり方を知る等、大きな学びの糧となります。相手の状況や気持ちを理解し、なるべく子ども同士で解決できるような配慮をしながら保育をして参ります。心配事等ございましたらお気軽にご相談ください。
- (2) 子どもたちが怪我をしないよう、職員は危険個所の確認を行い、未然に防ぐよう努力しております。十分注意をして保育を行っておりますが、その中でも怪我が起きてしまうことがある為、その後の対応を迅速に行っていきます。
 - ①現場を見ていた職員、看護師が園児の怪我を視診。園長・主任へ詳細を報告。
 - ②傷口を確認後、何故怪我が起きたのか、しっかりと把握した上で保護者へ報告。
 - ③大きな怪我の場合受診し、結果を報告。
- (3) 集団生活の中で日常起こりうる軽微な怪我（すり傷、きり傷、鼻血、こぶ、打ち身、かみ傷、ひっかき傷等）についてはご理解ください。

《当園内の拾得物の取り扱いに関するご案内》

- 1) 拾得物がございましたら事務所までお持ちください。
- 2) 園よりコドモンのお知らせを通じて、拾得物の概要をお知らせします。
- 3) お心当たりのある方は、直接事務所にお問い合わせください。
- 4) コドモンでのお知らせから、1ヶ月を経過した、持ち主不明の拾得物は当園にて廃棄処分とさせていただきます。
- 5) 傘立てからしばらく持ち帰りのない、記名の無い傘については、隨時コドモンにてご案内させていただきます。ご案内から一定期間持ち主が表れない場合、廃棄処分もしくは当園の緊急用の置き傘にさせていただきます。

落し物、忘れ物等の拾得物を、いち早く持ち主にお戻しする為にも、園にお持ちになるお子さまの物品には全てお名前をはっきりとご記入下さい。また使用していると記名が薄れてしまい、持ち主不明となる事も多々ございますので隨時確認もお願い致します。

保護者の方がお持ちになる傘にも取り違え防止の為、印などをつけていただけると大変助かります。ご協力の程よろしくお願い致します。



必 要 な 届 出

次の場合は、直ちに園に届け出てください。

① 延長保育の実施を必要とする場合 延長保育の変更を必要とする場合	⇒「延長保育利用申込書」 ⇒「延長保育利用申込書」
② 教育・保育給付認定の内容、保育の実施を必要とする理由に変更がある 例) 就労事由から出産事由へ変更	⇒「教育・保育給付認定内容変更申請書」 添付書類が必要なことがあります。 (母子手帳の写し等)
③ 仕事(勤務先)を変える	⇒「保育所入所申込書記載事項(勤務先)変更届」「就労証明書」
④ 市内で住所を変更した	⇒「教育・保育給付認定届出事項変更届」
⑤ 祖父母又は父母が別居、同居するようになった、兄弟が増えた	⇒「保育所入所申込書記載事項(世帯員)変更届」
⑥ 保護者又は児童の氏名が変わった	⇒「教育・保育給付認定届出事項変更届」
⑦ 市外に転出する (転出後も市原市の保育施設を継続して利用する場合は、保育課へご連絡ください。)	⇒「保育所退所届」
⑧ 途中で保育園をやめたいとき、又は仕事をやめたなど、家庭で保育ができるようになった	⇒「保育所退所届」
⑨ 転居、転勤先変更等により、途中で別の保育所に移りたい。(ただし、保育所の定員等により希望通りにならない場合もあります。)	⇒「保育所等転所願」
⑩ 児童が病気にかかったり、その他身体上に何かあったり、母や同居の家族が、母子感染等の恐れのある病気も連絡をください。	⇒ 直ちに園長に連絡してください。
⑪ 妊娠・出産がある場合 (産休手続き)	⇒ 「教育・保育給付認定内容変更申請書」「就労証明書」「母子手帳のコピー(表紙、出産予定日のわかる箇所、直近の検診のページ)」
⑫ 育児休暇を取得する場合 (育児休業手続き)	⇒ 「教育・保育給付認定内容変更申請書」「就労証明書」「母子手帳のコピー(表紙、出産の状態、直近の検診のページ)」「世帯員変更届」

※市原市ホームページ内子ども未来部保育課「入所申請者または在籍児の必要書類について(様式集)」

にてダウンロードしていただく事も可能です。

※届け出の内容によって、期日が異なります。上記の内容の変更が判明した際にはお早めに園にご連絡ください。

《虐待防止について》

- (1) 職員による園児への虐待防止の為、研修を定期的に行う。
- (2) 職員以外からの虐待に迅速に対応する為、日ごろから保護者や子どもの様子に注意を払い、疑いがある場合には園長に報告し共通理解を図る。
- (3) 職員は園に設置されている『虐待防止マニュアル』に基づき、虐待防止のチェックシートに従って日常保育の観察を行う。

児童虐待とは（厚生労働省 児童虐待防止対策より）	
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子供の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

《保育園送迎時の運転マナーについて》

ちはら台東保育園を開園・運営するにあたり近隣の住民の方々と送迎通路の協定を結んでおります。別紙「保育園への送迎時の運転マナーについて」を確認し、お車で送迎される際には安全な速度で決められたルートのみをご通行いただくようにお願い致します。

送迎通路の協定・ルールが守られない場合、当園の運営に影響をきたしてしまいます。異なるルートを通行している場合は、お車ナンバー等から直接お声掛けさせていただく事もございます。

また送迎される全ての方に遵守していただきたいルールとなりますので、送迎の可能性のあるおじい様、おばあ様等がいらっしゃる場合は、その方にもご説明をお願い致します。本件については確約書とお車ナンバー申請書（別紙）の提出もお願いしております。

以下の点にもご注意いただき遵守していただきますようお願い申し上げます。

- ① 保育園の周辺では、徐行運転をお願いいたします。
- ② 駐車場では最徐行運転で、駐車場出入口は一時停止をお願いいたします。
- ③ 保育園周辺の道路での、路上駐車はお止めください。
- ④ 駐車場はアイドリングストップをお願いいたします。
- ⑤ 車から離れる場合は、必ず鍵を閉めください。車上荒らしにご注意ください。
駐車場での事故、トラブルについては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ⑥ 園周辺は決められたルートのみを通行し、住宅地へは車で入らないでください。
別紙の通行可能ルートをご確認ください。
- ⑦ 事故防止の為、小学生未満のお子さまのみを車内・駐車場に残す行為はお止めください。
(園庭・園内でもお子さまを保育者に引き渡すまでは、一緒に行く行動をお願いいたします。)



⾞お車でお越しの際の通行ルート



※自治体との取り決めの為、上記以外のルートは
通行できません。

＜個人情報の取り扱いについて＞

当園は、園児及び保護者、その家庭に関する個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の使用に際しては、当園をご利用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、適切に取り扱います。

【第三者への情報提供、園外での利用等について】

個人情報は、市が定める条例規則に基づき管理します。また、次に掲げる場合は法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

(1) 個人情報の提供

- ①小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき
　　また、要録等必要な資料を送付するとき
- ②緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ③支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき
- ④転園等の際に教育・保育の引継ぎ等を行うとき
- ⑤感染症の発生時に陽性者及び濃厚接触者を特定する為、市や関係機関への情報提供をするとき
　　(写真、報告書等)

(2) 個人情報の使用

- ①市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ②提出された資料による子ども及び世帯の情報

(3) その他、園外での利用等について

- ①各種団体や自治体等における作品展等に園児作品等を氏名とともに掲示する場合があります。
- ②当園の活動の様子をわかりやすくお伝えする為、園の案内（パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS 等）や求人情報媒体に、写真及びビデオの画像データを使用する場合があります。
(顔等はふせ、個人が特定されない様にいたします。お顔が見える写真を使用させていただきたい場合は事前にお声かけさせていただきますので、ご協力いただける方は宜しくお願ひ致します。)
- ※画像以外に個人が特定できる氏名等の個人情報の掲載は行いません。また保護者から画像の修正や掲載中止の要請を受けた場合は、内容確認の上、速やかに処理を行うものとします。
- ③園児の画像について、集合画像等で顔の判別がむつかしい画像（小さく写っているもの、後ろ向き等）は使用させていただくことをご了承ください。
- ④園児の写真及びビデオの画像データは、テレビ・新聞からの取材依頼など各種メディアで取り上げられる場合に利用することがあります。
- ※取材依頼を受け、画像を掲載する場合、保護者の方には事前連絡・ご説明等をさせていただきます。

【園内における個人情報の取り扱いについて】

(1) 園内での個人情報の使用

- ①園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー・フック・くつ箱等）や個人で使用する物品において名前や写真を使用します。
- ②園内の壁装飾、当番表・誕生表・園児作品等には名前を掲示します。
- ③園児名簿・日誌・指導計画・児童票・園だよりやクラスだより（保護者への配布物）や食札などには氏名を提示します。またコドモン内で氏名を使用してお子さまごとの情報を管理します。
- ④園生活・園行事などの保育記録（販売を伴う場合を含む）として撮影された写真、およびビデオは当園施設内で使用します。
- ⑤コドモン内でのお子さまごとの情報管理、保護者様向けお子さまの情報の配信をいたします。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ①園児・保護者の閲覧、また園資料とすることを目的としてビデオデータや写真を保管し、使用後はすみやかに消去いたします。
- ②保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を保育の円滑な実施以外の目的で使用することはできません。
- ③監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益教授及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な利用目的に限り使用します。（園児募集並びに入園に関する業務、保護者との連絡に関する業務、園児の保育に関する業務、園児の健康状態把握に関する業務、卒園児の確認に関する業務、保護者支援業務における家庭の状況把握）
- ④個人情報を含む文書・データ等は適切な方法で定められた期間使用及び保管し、保存期間を満了した際には速やかに安全な方法で廃棄の処理を行うものといたします。

※個人情報等の使用の範囲に変更が生じた場合には、内容を修正の上再度ご同意をいただきます。ご協力をお願いいたします。

※個人情報の取り扱いに関する項目を含む「園のしおり（重要事項説明書）」を園より保護者様にご説明し、全体の内容にご同意いただける場合には、別紙の同意書にご署名の上ご提出して頂きます。

※ご署名を頂きました同意書は、児童の卒園・退園後5年を経過した際に廃棄処分させていただきます。

※本項目の個人情報の取り扱いについて、個別にご希望・ご相談がございましたらクラス担任もしくは園長・主任までお申し出ください。

《コドモンにおける写真・動画の撮影・配信について》

お子さまの日々の様子の共有を目的とし、職員が撮影した写真・動画の配信・販売等を保育 ICT システム「コドモン」にて行っております。下記の内容をご確認ください。

写真に関して

- 1) 写真販売においては、お子さまが写っているお写真を当園に通うほかのお子さまの保護者も閲覧、購入することができます。
- 2) お子さまが写っている写真がほかの保護者あての連絡帳、お知らせ一斉配信および活動の記録（以下「お知らせなど」といいます）に含まれることがあります。
- 3) 自分のお子様以外の人物が写っているような写真を、不特定多数の人が閲覧できるものへの投稿はお控え下さい。当園のお子さまや保護者、職員の個人情報保護を適切に管理いただき、当園に関わる皆が安心できる環境づくりへのご協力ををお願いいたします。
- 4) コドモンの販売サービスにおける写真の取り扱いについては、保護者アプリの利用規約をご確認のうえ、販売サービスをご利用ください。
- 5) コドモンにおける写真販売上の一例は、施設の設備やおもちゃ・絵本などお子さまの保育環境の改善に活用しております。

※コドモンにおける職員撮影の写真の他に、「はいチーズ！」カメラマンによる写真撮影も定期的にございます。こちらにつきましては別途専用のご案内がございますので、そちらをご覧ください。（はいチーズ！の写真については園に販売収益の還元等はございません）

- 6) 万が一不適切な内容で不特定多数の人が閲覧できる場所への投稿があった場合には、直ちに削除・修正をしていただきます。この件に関するトラブルについては、当園は責任を負いません。

動画に関して

- 1) 配信した動画はコドモンの保護者アプリ上でのみ閲覧可能です。アプリにログインできる方しか再生できないため、安心してご視聴いただけます。セキュリティの観点から動画のダウンロードはできません。
- 2) 当園では、園児及び保護者等の個人情報の管理に適切な安全対策を講じるものとします。園生活での写真・動画を撮影することについてはご家庭で鑑賞することのみを目的とし、自分のお子様以外の人物が写っているような静止画・動画を不特定多数の人が閲覧できるものへの投稿はお控え下さい。
- 3) 万が一不適切な内容で不特定多数の人が閲覧できる場所への投稿があった場合には、直ちに削除・修正をしていただきます。この件に関するトラブルについては、当園は責任を負いません。



《本重要事項説明書に関する留意事項》

- ①本重要事項説明書の記載事項は、内容を変更する場合があります。変更する場合には事前にご説明いたします。
- ②保育料滞納が発生した場合には、納付されている方との公平性を守るため、ご連絡のうえ協議させていただきます。尚、市原市保育課にも情報を共有させていただきます。

《最後に》

環境の変化から多くのお子さんは、精神的に不安定な状態になり心身ともに疲れがちなものです。精神的負担をかけることなく楽な気持ちでご通園ください。入園したからと急に色々な事を期待したり、他の子と比較して色々な要求をしたりすると、登園を嫌がるようになります。

家庭ではできるだけお子さんと関わる時間（抱っこ・お話をする・一緒に遊ぶ・一緒に入浴をする等）を大切にお過ごしください。

また、帰宅したらお子さんの状態を観察し、睡眠を充分にとり、翌日に疲労が残らないようにしていきましょう。

保護者の皆様も日々に追われ、疲労が蓄積していることと思います。日常では「何事も気負わず、ゆったり過ごすこと」を心掛けていきましょう。

ちらら台東保育園職員一同、お子様と一緒に過ごす楽しい園生活を心待ちにしております！



付則

令和4年4月1日 施行

令和5年3月22日 改訂

令和6年1月19日 改訂

令和6年4月1日 改訂

令和6年6月3日 改訂

令和7年1月31日 改訂

令和7年4月1日 改訂

